

# 子育て支援・少子化対策の強化に向けて

平成27年9月11日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

# 1. 結婚から出産・子育てを通じた総合政策パッケージを

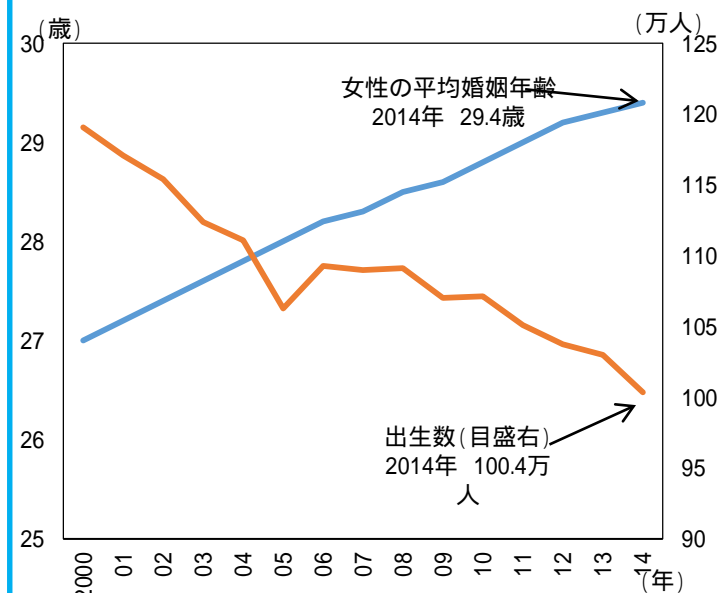
- n 第2次ベビーブーム世代は40歳代を迎え、出生者数は年間100万人まで減少。50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持するためには、希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現できる環境を一刻も早く整えていく必要。少子化の背景にある経済的・社会的課題の解決に向け、財源も含め、早急に検討していく必要。
- n 子育て支援・少子化対策は、社会問題であると同時に経済問題である。例えば若者に経済力がないと結婚・妊娠・出産に積極的になれないという現実がある。他方、少子化は日本の成長を制約するとともに、結婚や子育てに係る大きな需要を埋もれさせている。若者が結婚し、子育てができる経済力とワークライフバランスを持ち得る経済環境の整備、就労支援や結婚支援などの生活環境整備、規制改革を通じた多様な子育てサービスの提供など、官・民、国・自治体の連携による対応が不可欠。
- n また、財源を確保する方策について幅広く検討することとされており、財源の問題にも踏み込んで議論する必要がある。こうした観点を踏まえ、総合的な政策パッケージとして検討していく必要がある。

## 2. 財源の確保について

骨太方針2015においては、「追加的な歳出増加要因(子ども子育て・家族支援等)については、必要不可欠なものにするとともに、適切な財源を確保する」とされた。これを踏まえ、

- (1)消費税率再引上げ後の更なる質の向上に向けた財源確保の道筋を明確にするため、社会保障関連の歳出効率化の成果の一部を財源に充て、少子化問題に社会全体で取り組むことを検討すべき。
- (2)また、次世代全体の育成のため、資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平確保に向け、負担を求めることも検討すべき。
- (3)こうした中期的な検討と合わせ、子育て支援・少子化対策を早期かつ大胆に実行に移す観点から、アベノミクスの成果(税収増等)を一部還元することも検討すべき。

図表1. 女性の平均婚姻年齢(初婚)及び出生数

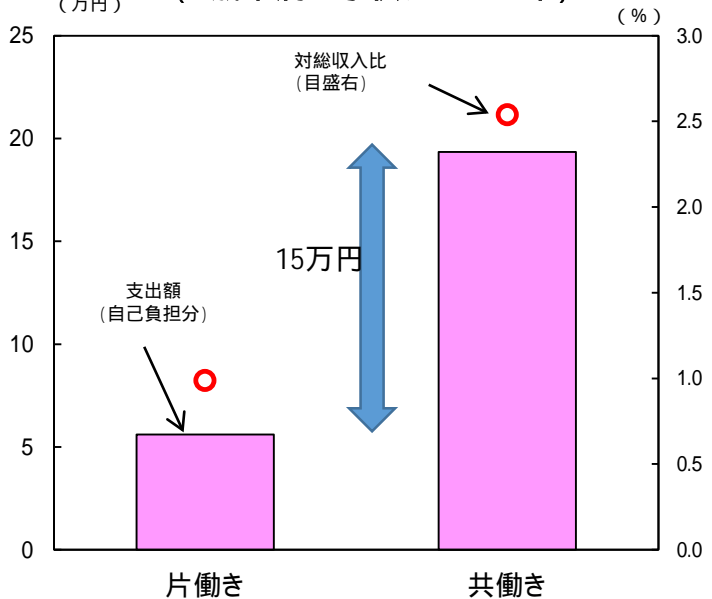


(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計調査」により作成。  
2. 女性の平均婚姻年齢は、初婚の妻に限り、全国平均の値。  
3. 2014年の値は、月報(概数)の年間合計であり、確定数ではない。

# 3. 結婚から出産・子育てを通じた総合的なパッケージの政策アジェンダ

- (1) 子ども・子育て支援新制度の量及び質の拡充
- (2) 若者の経済力の向上、ワークライフバランスの実現  
 経済再生に向けた取組、特に女性・若者の賃金や就業環境の改善(正規化を含め)
- (3) 世帯に応じた子育て環境の整備
  - 貧困世帯・多子世帯からの幼児教育無償化
  - ひとり親世帯や里親等への子育て支援強化
    - ・「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」推進
    - ・里親の育休利用を可能とするなど里親の子育て支援強化
  - 共働き世帯での保育サービス利用のための支出の負担軽減
    - 共働き世帯が、片働き世帯より多く支出している保育サービス利用のための支出(年間平均15万円)に関し、現物給付で負担を軽減する等

図表2. 保育サービス支出  
(7歳未満の子供がいる世帯)



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」、全保連「保育白書」により作成。2009年調査について、2015年1月時点での税・社会保障制度により推計。世帯主が20～40歳の世帯を集計。片働きは配偶者控除のある世帯、共働き世帯は配偶者控除のない世帯を集計。保育サービス支出は、保育所徴収金基準額表による標準的な利用料に、自治体による軽減率などを加味した自己負担分を推計したもの。

図表3. 世帯類型別の相対的貧困率 (%)

世帯類型別	相対的貧困率 (%)
単身	21.6
大人1人と子ども	62.0
2人以上の大人のみ	8.3
大人2人以上と子ども	7.5
総数	10.1

図表4. 多子世帯の数(2010年)

夫婦のいる世帯	合計 2,914万世帯
子供が3人	183万世帯
子供が4人以上	25万世帯

(備考)  
 図表3: 総務省「全国消費実態調査」により作成。  
 ・2009年の相対的貧困率、属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。  
 ・世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。  
 図表4: 総務省「平成22年国勢調査」より作成。

# 3. 結婚から出産・子育てを通じた総合的なパッケージの政策アジェンダ

## (3) 世帯に応じた子育て環境の整備(続き)

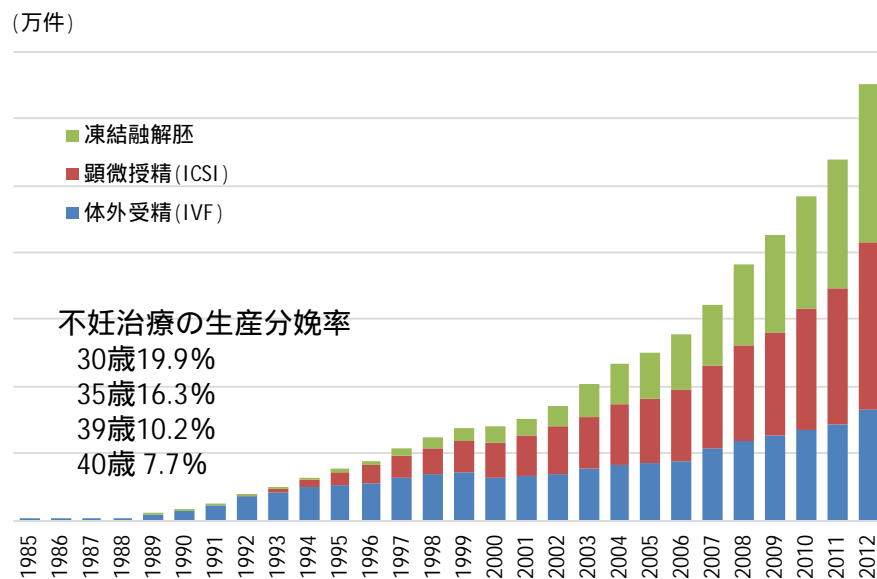
### 子どもを望む世帯の支援

- ・不妊治療にかかる費用の負担の軽減(自治体の助成金の仕組みの見直し等)
- ・経済的事由等による中絶(年間約17万件(2013年度)、20歳以上の合計)の減少

不妊治療(体外受精・顕微授精)の実施件数は年々増加(図表5)

体外受精・顕微授精により出生した子の数は増加しており、平成22年で全年間出生数全体の約3% (厚労省検討会報告書)

図表5. 不妊治療の実施件数等



生産分娩数 / 総治療周期数

(備考)厚労省報告書「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会報告書」および日本産科婦人科学会ホームページ掲載データより作成

図表6. 不妊治療にかかる費用

初期治療 (不妊検査、タイミング法、排卵誘発法等)	健康保険対象 (自己負担3割(数千円))
人工受精	健康保険対象外 (1回2~3万円)
高度生殖医療 (体外受精、顕微授精)	健康保険対象外 (自由診療、1回30~80万円といわれる) ・国の助成金「特定不妊治療助成制度」によって1年度あたり1回15万円、H24年度支給実績13.5万件。支給要件夫婦の所得合計730万円未満等、28年度より女性43歳未満など変更。27年度予算151億円の内数

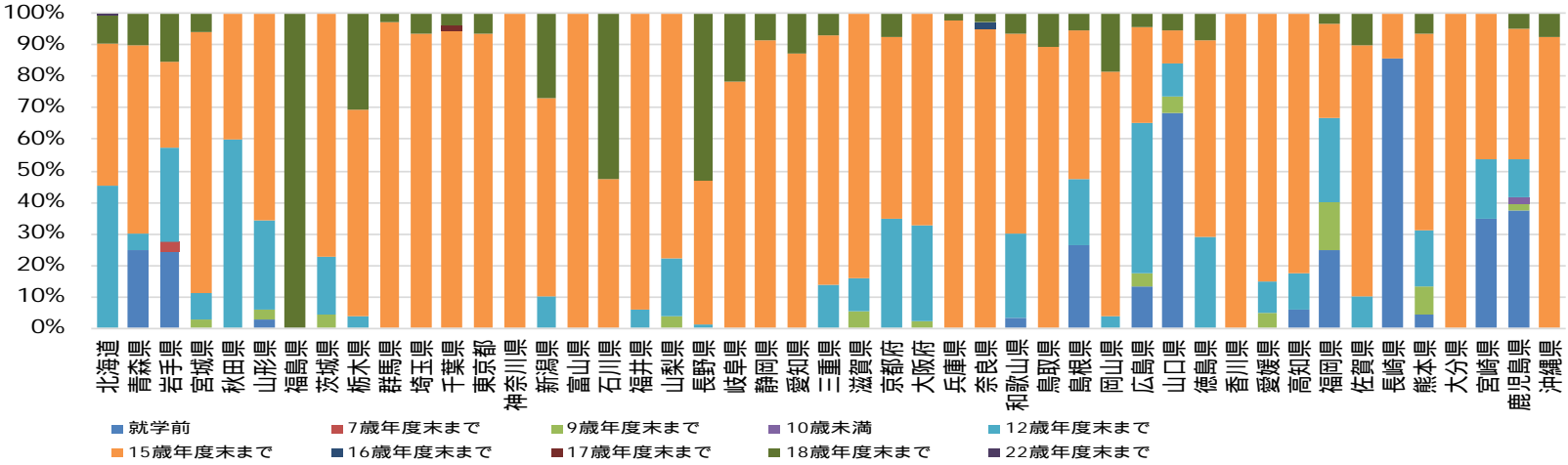
(備考)各種資料より作成

# 3. 結婚から出産・子育てを通じた総合的なパッケージの政策アジェンダ

## (4) 子育て支援の仕組みの拡充・強化

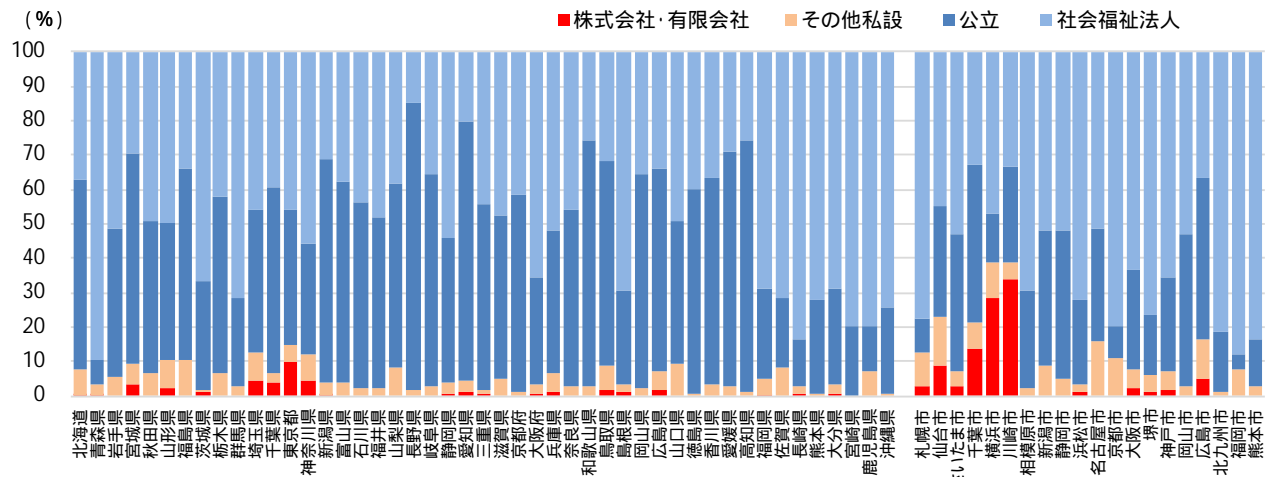
こども医療費自己負担の格差是正(地域間格差の是正に向けた一般財源の再配分強化等)  
 保育事業に関し地方自治体が独自で実施する助成・補助制度において、経営主体間のイコール  
 フットイング実現等

図表7. 市町村による子ども医療費(入院)の援助対象 ~ 所在都道府県別の対象年齢分布 ~



(備考) 厚生労働省「平成26年度乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果より作成。  
 ・26年4月1日時点で、すべての都道府県、市町村において何らかの助成を実施。  
 ・一部負担の有無、所得制限の有無にかかわらず、入院医療費への援助の対象年齢の分布をみたもの。

図表8. 保育所設置主体の内訳(都道府県、政令市別)



(備考) 厚生労働省「保育所の設置主体別認可状況等について(平成26年4月1日現在)」より作成

図表9. 保育の経営主体間のイコールフットイングに関する決定事項等(規制改革実施計画(2014年6月24日閣議決定))

「厚生省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する」

「すべての社会福祉法人が国・自治体から受けている補助金等の状況を一元的把握、国民に分かりやすく開示する」

2015年度措置事項(現時点未措置)

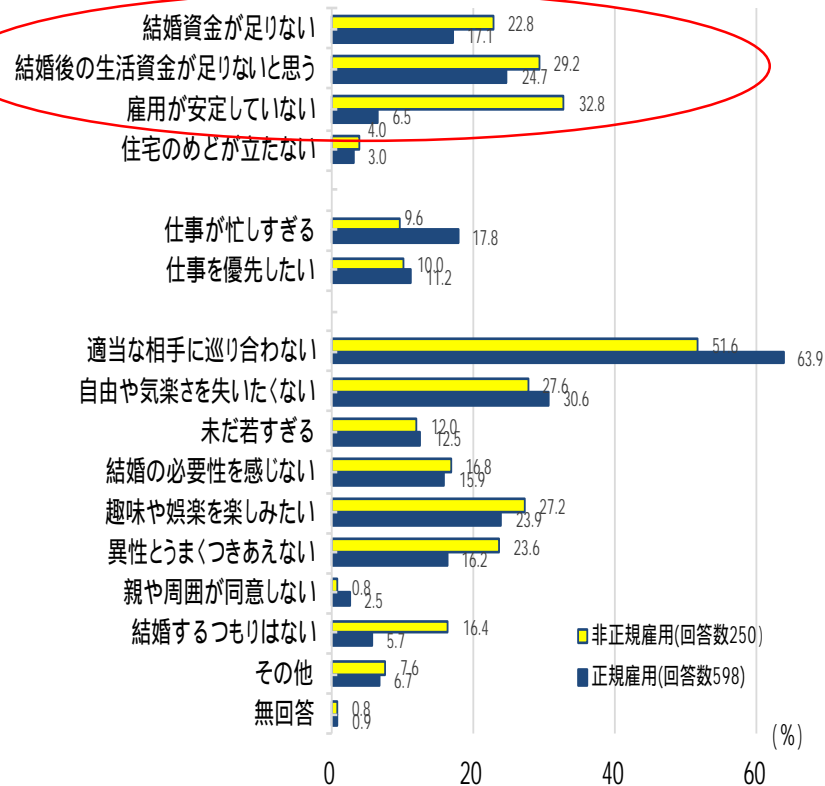
(データベース整備を図るための法律案について189国会に提出、審議中)

# 3. 結婚から出産・子育てを通じた総合的なパッケージの政策アジェンダ

## (4) 子育て支援の仕組みの拡充・強化(続き)

産休・育児休暇等の取得促進(男性・女性、正規・非正規にかかわらず、取得促進策を抜本拡充)  
自治体等による婚活支援事業、新婚家庭への住宅補助事業等の支援

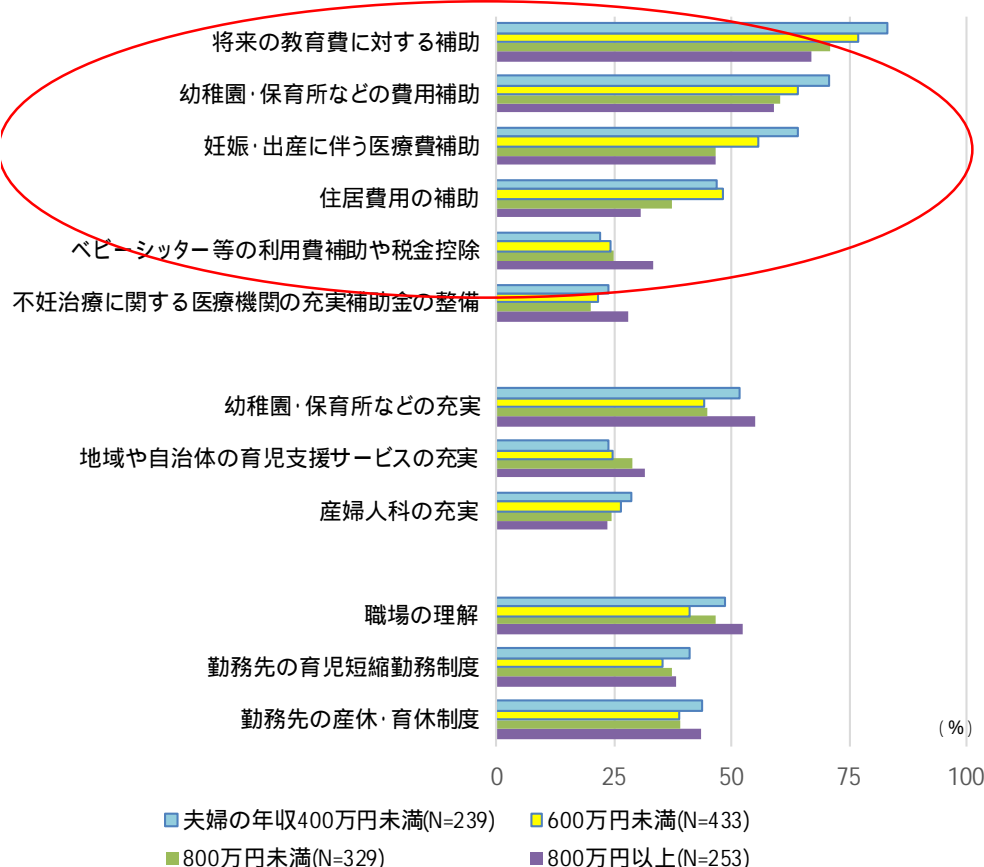
図表10. 現在結婚していない理由(未婚者・雇用形態別)



(備考) 内閣府平成26年度「結婚・家族形成に関する調査報告書」を基に作成。

無作為に抽出された20-39歳の男女7000人を対象とした郵送調査の結果(有効回収数2,643人)。男女別の計数表を基に、男女合計での雇用形態別回答数を算出。

図表11. 妊娠・出産に積極的になる要素(夫婦の年収別)

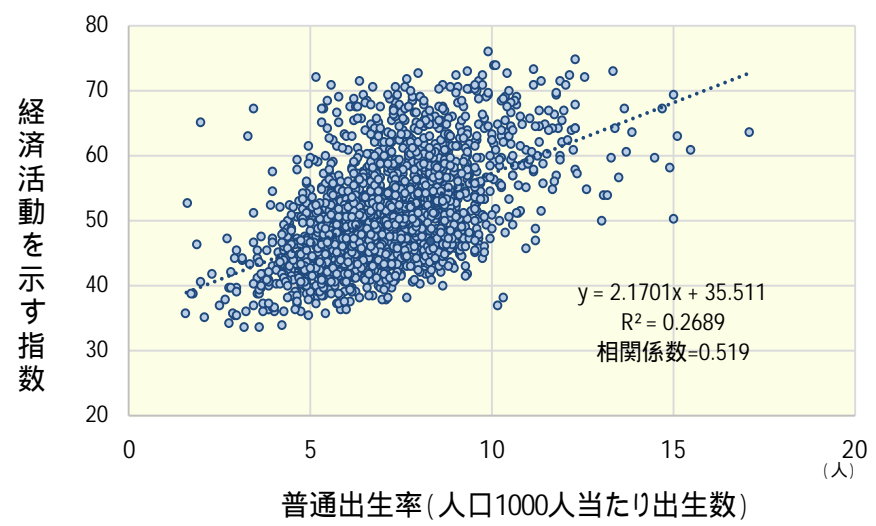


(備考) 内閣府平成26年度「結婚・家族形成に関する調査報告書」図表33-2より、現金給付、サービス給付、制度に関する選択肢のみを抜粋して作成。

# (参考) 結婚・出生率と経済動向の関係

- n 「選択する未来委員会」では、全国市区町村の人口(出生率)と経済動向について指標化し分析。各自治体の出生率と経済指標の間に、強い相関関係を見出している(図表12)。
- n 20代・30代の所得分布をみると、1997年から2012年の15年間で所得が低い層の割合が上昇(図表13)。

図表12. 全国市区町村別の出生率と経済指標(2010年)

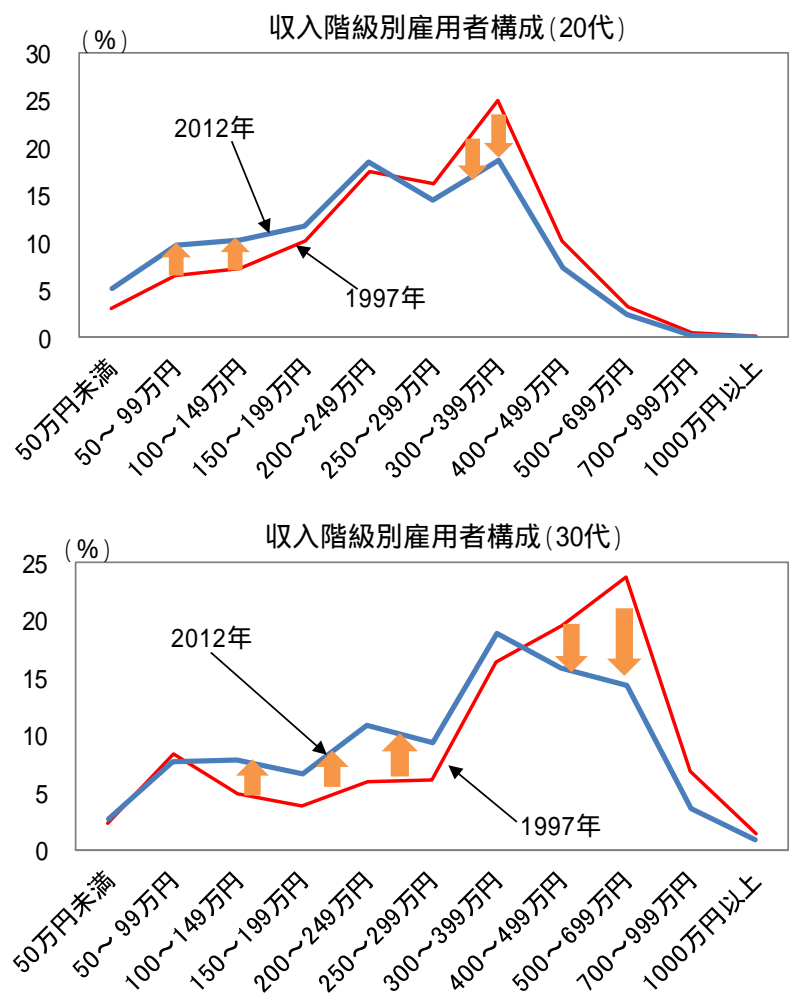


普通出生率: 市区町村毎の年間出生数を、総人口で除して算出。人口1000人当たり出生数。2010年の前後5年間の平均出生数として計算。2014年4月時点の市区町村単位に集計して計算

経済指標: 各構成要素(事業所数、従業員数、財政力指数、課税対象所得、農業生産額、卸売販売額、工業出荷額、卸売販売額、小売販売額)について、1975年を基準(=100)として指数化し、各構成要素の指数の偏差値を求めた上で、その算術平均を算出

(備考)「選択する未来委員会」提出内閣府データ(2014年10月28日参考資料1および2015年4月22日更新版)より作成

図表13. 20代・30代の所得分布



(備考)内閣府「平成27年版少子化社会対策白書」より作成。原データは総務省「就業構造基本調査」の有業者本人が稼いだ所得。